

(入札の告示)

北海道告示第10383号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年3月14日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称	本庁舎空瓶等リサイクル業務（各1ケース・袋当たりの単価）		
イ 予定数量	空瓶（白色）	1ケース（50 $\frac{1}{2}$ ℓ）	53ケース
	空瓶（その他）	1ケース（50 $\frac{1}{2}$ ℓ）	272ケース
	空缶	1ケース（50 $\frac{1}{2}$ ℓ）	1,024ケース
	ペットボトル	1袋（90 $\frac{1}{2}$ ℓ）	5,744袋

(2) 契約の目的の仕様等

契約書（案）及び業務処理要領による。

(3) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階サービスヤード

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道告示第10382号に規定する本庁舎空瓶等リサイクル業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟庁舎4階6号会議室
（送付による場合は、郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総務部総務課庁舎管理係）

(2) 入札日時 令和5年3月27日（月）午後3時00分
（送付による場合は、同月24日（金）までに必着。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 送付による入札の可否

認める。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の10第1項に規定する場合を除き、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とします。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書の作成

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道総務部総務課庁舎管理係

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎4階

ウ 電話番号 011-204-5019（ダイヤルイン）

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。